

243-1355
令和3年7月16日

各高齢者施設等管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（通知）

日頃から、高齢者保健福祉の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）」（以下「国事務連絡」という。）が発出され、災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されました。

つきましては、情報公表システムにより以下のとおり事前作業及び災害発生時における被災状況報告をお願いします。

記

1 対象サービス（介護予防サービスを含む）

- ① 老人短期入所施設
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 認知症高齢者グループホーム
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑧ 介護療養型医療施設
- ⑨ 短期入所療養介護
- ⑩ 通所リハビリテーション
- ⑪ 通所介護
- ⑫ 認知症対応型通所介護

①～⑫に該当するサービス
2 事前作業の（1）又は（2）で該当する作業をご確認ください。

- ⑬ 養護老人ホーム
- ⑭ 軽費老人ホーム
- ⑮ 生活支援ハウス
- ⑯ 有料老人ホーム
- ⑰ サービス付き高齢者向け住宅

⑬～⑰に該当するサービス
2 事前作業の(3)をご確認ください。

2 事前作業

(1) 1 対象サービス①～⑫に該当するサービスのうち、介護報酬収入年額 100 万円を超える介護施設等又は介護報酬収入年額 100 万円以下の介護施設等であって、情報公表システムによる公表を任意で行う場合

- ① 下記の URL にログインしてください。

URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

- ② 以下の項目を最新の情報に更新してください。

- ・緊急連絡先担当者
- ・緊急連絡先電話番号
- ・緊急連絡先メールアドレス

※その他の項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。

(2) 1 対象サービス①～⑫に該当するサービスのうち、介護報酬収入年額が 100 万円以下の介護施設等であって、情報公表システムによる公表を行わない場合

- ① 県で「被災確認対象事業所番号 (ID)」及び「初期パスワード」を設定します。
- ② 設定した「被災確認対象事業所番号 (ID)」及び「初期パスワード」を県から各事業所に対し別途郵送にてお知らせします。
- ③ ②にて付与された「被災確認対象事業所番号 (ID)」及び「初期パスワード」により、下記の URL にログインしてください。

URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

- ④ 以下の情報を速やかに登録してください。

- ・事業所住所
- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡先担当者
- ・緊急連絡先電話番号
- ・緊急連絡先メールアドレス

(3) 1 対象サービス⑬～⑰に該当するサービス (特定施設の指定の有無を問わない)

- ① 県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定します。
- ② 設定した「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を県から各事業所に対し別途郵送にてお知らせします。

有料老人ホームにおいては、被災確認対象事業所番号等の付与の前に情報公表システムへの事前登録が必要です。登録作業は県ですべて行いますが、各有料老人ホームにおいて、規定様式の重要事項説明書（情報公表システム取込）を提出いただく必要があります。

・宮崎市以外に所在する施設

県より文書を発出しておりますので、詳細は「有料老人ホーム運営関係書類等の提出について（令和3年7月16日付け宮崎県福祉保健部長寿介護課長発243-1335）」を参照ください。

・宮崎市所在施設

重要事項説明書の提出先は宮崎市になりますので、詳細は以下の担当課までお問合せください。

宮崎市福祉総務課指導監査室 TEL:0985-21-1778

- ③ ②にて付与された「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」により、下記の URL にログインしてください。

URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

- ④ 以下の情報を速やかに登録してください。

- ・事業所住所
- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡先担当者
- ・緊急連絡先電話番号
- ・緊急連絡先メールアドレス

3 災害発生時における被災状況の報告方法

災害発生時においては、以下のとおり報告をお願いします。

- ① 災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、災害情報共有システムに介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」が登録されます。
- ② 県より、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。（メール又はホームページ等で周知予定）

- ③ 被害が発生した場合は、システムにおいて被害状況を報告してください。報告には、システム上、必須項目を全て選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。

4 その他

操作マニュアルについては、ログインページのヘルプに掲載されております。

- ・事業所向け操作マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_5_0.pdf

- ・事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_0.pdf

宮崎県福祉保健部長寿介護課 担当：施設介護担当 居宅介護担当 電話：0985-26-7058 FAX：0985-26-7344
--